

社団法人日本社会福祉士会 名刺作成におけるガイドライン

ガイドライン第 15 号
2013 年 5 月 18 日制定

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、本会のロゴマークを使用し「社会福祉士会」名を用いて名刺を作成する場合の基準及び留意点を示すものである。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは図 1 のとおり、本会が定める色及び形状を用いなければならない。

(レイアウト)

第 3 条 レイアウトは図 2 パターン A のとおりとする。

- ①のロゴマークの大きさは縦 8mm 横 15mm 程度とする。
- ②は都道府県社会福祉士会名のみを記載する。
- ③は必要に応じて所属する都道府県社会福祉士会の委員会名をいれることができる。
- ④は氏名のみを記載する。
- ⑤は住所、電話、FAX、携帯電話番号、メールアドレス、ホームページアドレスなどの連絡先を記載する。会社名や事務所名を連絡先として記載することができる。
- ⑥は社会福祉士登録番号や取得した資格などを記載することができる。ただし、所属する会社や事務所等の役職名は記載できない。
- ⑧「社団法人日本社会福祉士会」を記載する場合は、図 2 パターン B のとおり②の上段に記載する。

(改廃)

第 4 条 このガイドラインを改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- このガイドラインは、2013年5月19日から施行する。

図1 ロゴマーク

カラー

DIC199 もしくは同
等の色

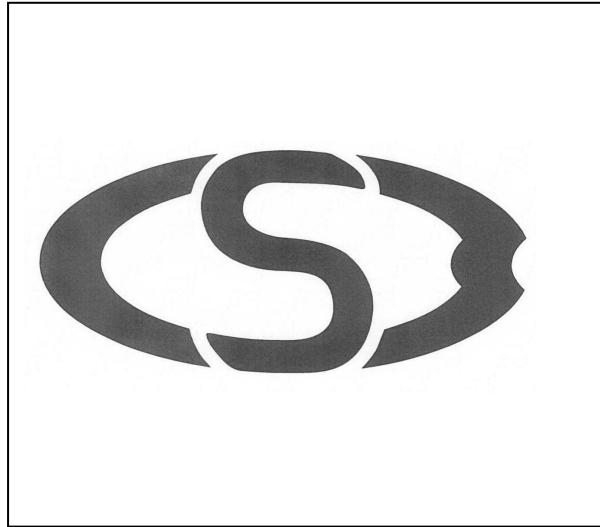


図2 名刺レイアウト

